

地元の歴史愛好家たちを中心に公文書館を身近に感じてもらえる効果があった。また、公文書館でのレファレンスや調べ物のツールに活躍することもあった。板橋在住の民俗学の大家を大切に、郷土愛を推進するために「櫻井徳太郎賞」の事業をスタートさせた発想も公文書館であった。これは、教育委員会の事業として現在も続いている。

以上、当時評価をいただいた点を思い出す限り記してみた。もちろん、短期間に一気に開設準備した不備は多い。しかし、本来失われるべき運命にあった公文書や行政資料を後世に伝えるための制度を整備した意義は大きい。「システム先にありき、後は運営しながら資料を蓄積し充実していけば良い」と、いつも来館者から慰めていただいたことを思い出す。

最後に、開設に携わって板橋区職員として自負したい感想を記し10周年の花向けとしたい。板橋区公文書館は、板橋区という組織の方針と責任で公文書を後世にまで情報提供しようとする機関として設置された。このことは、区が地域住民に対し、組織としての責任と主体性、自立を示したことにもなる。ある意味では、健全で将来性のある行政経営をしている自信により公文書館が設置できたと言っても過言ではない。10年が経過し着実な資料の整理・保存と運営が歴代の職員の努力でなされてきている。地域公文書館であるという視点を大事にし、住民にも職員にも利用しやすい施設となるよう工夫を重ねながら今後も自信を持って運営に携わって欲しいと願っている。



大山美観街歳末の風景（昭和35年）

記念すべき「公文書館だより」第1号（企画部公文書館 2001年9月27日発行）

## 公文書館だより

第1号 平成13年9月27日  
企画部公文書館発行 Tel. 3579-2291

板橋区公文書館は、開館してから、ほぼ1年半を迎えようとしています。

皆さんの中には、文書の移管事務を担当していて公文書館をよく知っている人、または、公文書館てなに？という人など様々だと思います。実は、よく知らない職員の方が多いのが実態で、公文書館は、職員の皆様の理解や協力なしに良い仕事をしていける訳がありませんので、職員向けに情報を発信することにいたしました。不定期ですができるだけ長く続けていきたいと思いますので、質問やご意見等も是非お寄せください。

### いったい公文書館てどんな施設なの？

公文書館は、公文書館法で定められた公的な施設です。公文書館法では「歴史資料として重要な公文書等を保存し閲覧に供する…」となっており、区民共通の財産である公文書を中心に収集・保存していく施設であるとされています。公文書を中心とする資料の収集・選別・保管・整理を行い、利用者への資料提供や資料の調査研究をするのが公文書館の仕事です。

公文書等の行政資料は、現在も情報公開のために大切に保管されていますが、その保管は保存年限までとされています。公文書館は、保存年限が経過し本来失われるべき運命にあった役所の資料の中で、価値あるものは保存し、見たい方に見ていただけるしくみを提供する施設です。広い意味での情報公開を推進する施設であるといってもよいでしょう。

日本の公文書館の現状は、世界の水準に非常に遅れていると言われています。欧米の公文書館は、図書館・博物館と共に三大文化施設とされるほど住民にポピュラーな施設ですが、わが国ではあまり知られていません。都道府県レベルでは約半数ほど、市区町村機関になると全国でも20館足らずしかありません。全体の1%にも満たないというのが現状です。このような水準ですから当然のように、板橋区公文書館は都内区市町村レベルで初めて唯一の公文書館となりました。

行政の記録を歴史資料として残し、区民が活用できるようにする。しかも時間軸を越えて未来の区民のためにも情報を残していきます。行政経営上の観点からも、正確性や効率性が図れる職員利用が可能となります。このような施設を持ったことの意義は大きく良好な行政経営をしていることのバロメーターともなるのではないのでしょうか。そうして、あなたの作成した文書が歴史資料となるかもしれないのです。

公文書館は、産文ホール7階にあります。ふらっと立ち寄ってみてください。

※「公文書館だより」は、第19号（2003年8月28日）まで発行

# 板橋区公文書館を見学して

立正大学文学部非常勤講師

江戸東京博物館都市歴史研究室専門研究員 石 山 秀 和

立正大学の非常勤講師として博物館実習（古文書）を担当させていただいているが、実習の一環として板橋区公文書館には2006年よりほぼ毎年のように実地見学をお願いしている。日常業務の多忙なところ、日程調整をしてわざわざ対応していただき、学生ともども非常に感謝している。

さて、実習では資料（古文書）が実際にどのように保存・利用されているのかを教えているが、自らの体験を述べたり、写真や映像などによってある程度は伝えることはできても、今ひとつ現実感に乏しい時があり、学生の反応もうまくつかめないことが多い。そこで、より実践的で具体的な事例を知るために、板橋区公文書館へ訪問させて頂いている。

公文書館の見学の前に、毎回簡単ではあるが「公文書館とは何か」について講義している。いわゆる「文化の3館」であるところの、博物館、図書館、公文書館について、それぞれが所蔵する資料（古文書）の保存や利用などの話をするが、博物館に関しては学習している講座そのものであるから、受講生にもイメージさせやすい。しかし、図書館の事例となると、郷土資料室などを利用したことのある学生は極端に少なくなり、さらに公文書館ともなると、実習生のうち、2、3人の学生が知っていればまず良い方で、誰も知らないということも度々あった。大学の専攻で日本史を選択していない学生にとっては、古文書なる資料を直接触れたことがほとんどないわけだから当然といえばそれまでだが、日本ではなじみの薄いかも知れないが、公文書館は欧米社会では非常に多くの人々に利用されていることや、公立のみならず民間企業においてもアーカイブズの重要性が認識されていることなど、さまざまな事例からその必要性を講義することになっている。

学生の反応をみつつ、映画が好きな雰囲気であれば、ジュリア・ロバーツがアカデミー主演女優賞を獲得した『エリン・ブロコビッチ』の話をする。法律事務所で働くシングルマザーのサクセスストーリーなのだが、彼女の働く法律事務所ではさまざまな文書がファイリングされていたり、水質汚染の影響を隠している大企業を相手に訴訟をする際には、その証拠書類を得るために主人公のジュリア・ロバーツが水道局管理事務所に行って、さまざまな文書を検索する場面などが出てくる。訴訟社会のアメリカでは証拠文書が重要な役割を果たすわけだが、こうした文書の管理や利用といった映画のシーンを話すことによって、公文書館あるいは文書を管理する組織などの必要性を考えてもらっている。

事前学習の最後に、見学する板橋公文書館についても簡単に説明している。近年問題となりつつある「公文書管理の法制化」や、地域における歴史資料の保存などにも触れながら、都内の区市町村レベルで唯一の地域文書館であるという、いわば先駆的な実践例であるという点も強調している。学生の反応は必ずしも一様ではないが、これから最先端の現場に訪れるのだという雰囲気をなるべく興味を持たせつつ、紹介しているつもりである。

博物館実習の受講者数は必ずしも一定していないが、大体20名前後が相場である。それぞれの学生の事情を考え、見学日は大学の夏期休暇となる場合が多い。公文書館と事前に連絡を取りながら、見学時間や見学箇所などを検討する。集中して学習できるように見



学時間は午前中にしてもらっている。

見学のコースは非常に合理的である。まず、公文書館に集合した後、館長による全体レクチャーがあり、公文書館の機能と利用の実例などの説明がなされる。大学の講義と重複するところもあるが、都内で唯一の地域文書館である点や実際にどれくらいの公文書館が全国にあるのかなど、基本的な最新データを学生に知ってもらうことで、単に事実を理解するだけでなく、公文書館に対する意識がより強くなるはずである。

レクチャーの後に、書庫に入り、公文書館が所蔵している収蔵図書を見学する。板橋区史の編纂で活用した書籍も多く移管されており、板橋区の歴史についてレファレンスするのに非常に有効な書籍群であるとの説明をうける。また、板橋区に在住なされていた故櫻井徳太郎氏の蔵書（櫻井徳太郎文庫）も収蔵されており、民俗学のみならず人類学や歴史学のさまざまな書籍をみることができ、いわゆる稀覯書を目にすることも少なくない。

つぎに、いよいよ公文書の収蔵室を見学する。小学校の校舎を再利用しているため、必ずしも保存環境として最適とは言えないのかもしれないが、湿度や温度などを絶えず調整しながら、与えられた条件でうまく運営している印象をうけた。板橋区役所で作成された公文書の収集・整理もおこなっており、実際に公文書のサンプルを提示してどのように区役所で文書作られ、保存されているかについて説明がなされる。学生の反応は、全く未知の世界であるため興味を持って見学している。それと同時に公文書についていくつか質問がなされることもある。実際の現場をみることが、学生にとって一番効果的であると知る瞬間である。

最後に、閲覧室兼事務室を簡単に見学して、さきほどのレクチャーのあった教室に戻り、見学が一通り終わる。所要時間は大体2時間程度であるが、学生の態度は非常に熱心であり、蔵書や文書を実際に触れながらそれぞれ興味関心を膨らませている。

非常に雑駁であるが、例年お願いしている施設見学について語らせて頂いた。前述のように、公文書館の認知度はまだまだ一般的なレベルではないとはいええるが、こうした体験を通して、学生の問題関心を誘起させ、さらには公文書館が実際に何の役に立つのか、もしくは何かの役に立っているのかなどを、考えてもらう良い機会となればと思っている。郷里に帰り地方公務員になる学生も多い。彼らが行政文書を作成する中で、かつて見学した公文書館を思い出してくれればと願っている。



交通事情を空から視察（昭和47年）

## 「地域の記憶のインフラ」としての公文書館

早稲田大学琉球・沖縄研究所客員准教授 北村 毅

まずは、板橋区公文書館が10周年を迎えられることに、心からお慶び申し上げます。同館は、まだ十分に公文書館の重要性が社会的に認識されていなかった10年前から、地域の史資料の保存・公開に取り組まれており、その先進的な試みに敬意を表する次第です。

板橋区公文書館には、板橋区を「第二の故郷」とされた民俗学者・故櫻井徳太郎先生が、2002年に同区へ寄贈された約3万8千点余の蔵書や個人資料が所蔵され、櫻井徳太郎文庫として広く一般に公開されています。その中には、櫻井先生による民俗調査のフィールドノート・録音資料（聞き取りテープ）・写真も含まれており、学術的に高い価値を有しています。まさしく、同館は、櫻井徳太郎という偉大な民俗学者の学問遍歴をたどることができる、唯一無二のアーカイヴであるといえるでしょう。

私の専門は、文化人類学・民俗学であり、これまで沖縄をフィールドとしてきました。私事となり恐縮ですが、沖縄の民俗・宗教研究の先達である櫻井先生の研究成果を踏まえて書いた拙論が、2007年1月に板橋区主催の第5回櫻井徳太郎賞を受賞し、先生より授賞式にて直接お言葉をいただくという光栄に浴する機会がありました。その年の8月に先生は90歳でご逝去されましたが、先生のあたたかいお言葉は、研究を続けていくうえで大きな励みとなっております。

ところで、沖縄県には、1995年に開館した沖縄県公文書館があり、沖縄に関する史資料が保管されています。板橋区公文書館と同様、やはり沖縄の公文書館からも、地域に根ざした公文書館のありようがみえてきます。公文書館という施設には、現在進行形で、行政文書をはじめとする地域の多様な情報が集積されていきます。その意味で公文書館とは、「土地の履歴」が積み重ねられ、そしてそれを次世代へとつないでいく記憶装置のような施設だといえるでしょう。公文書館とは、第一義的にそこに住む人びと（地域住民）が自分たちの歴史を知るための場所であり、単なる行政文書の保管場所ではないということです。すなわち、そこは、図書館や博物館とともに、「地域の記憶のインフラ」ともいえるのです。

こうした施設は、研究者のような外からやって来る人間にとっても、その土地の輪郭をなぞるために大変有用な中核施設となってきます。とくに文化人類学者や民俗学者といった地域固有の文化や民俗を研究する者にとって、その歴史的展開を知るために公文書館はなくてはならない場所です。文化や民俗は、固定したものではなく流動的なものであり、現在みえている現象だけではなく、長い時間軸の中で捉えなければなりません。つまり、その土地の履歴をたどる史料調査が必要になってくるのです。

「地域の記憶のインフラ」たる公文書館の役割は、今後益々重要性を増していくことでしょう。板橋区の記憶の拠点として、公文書館のさらなる発展を願っております。

## 地域社会学の立場から見た公文書館の重要性

明星大学人文学部人間社会学科助教 熊本博之

板橋区公文書館が10周年を迎えられるとのこと、まずはお喜び申し上げます。未だに多くの自治体が公文書館にあたる施設を設置していないなかであって、他に先駆けて公文書館を設置し、10年にわたって活動されてきたことは、板橋区民にとっての大きな財産となっていると思います。

ところで私の専攻は社会学です。なかでも私のように地域社会をフィールドにした研究を行っている者にとって、基礎自治体が公文書館を設置していることには、大きな意味があります。地域社会について社会的な分析を行う場合、必ず調べなければならないのは、その地域の歴史です。地域社会において現在おきている事象がどのような背景のもとに生じているのか、そこを把握することなしに、地域社会を研究することはできません。このような、地域社会を特徴付けるような過去の出来事のなかでも特に重要なのは、その地域に対して行政が行ってきた施策です。区画整理や土地の造成、農地から宅地への転換など、行政が地域社会に対して行ってきた施策は、その地域を大きく変え、針路づけていきます。だからこそ、行政がどのような経緯でその地域に当該の施策を行ってきたのかについて知ることは、地域社会をしっかりと捉えていく上で重要なことなのです。

しかし、こうした施策の経緯を知ることは簡単にはできません。私たち研究者が役所にいって入手することのできる資料の多くは、こうした施策の結果をまとめた報告書だからです。しかし、その地域を所管している基礎的自治体に公文書館があれば、そして公文書館を中心とする文書管理システムが構築されていれば—もちろん行政の意思決定過程のすべてを公開することはできないでしょうが—少なくとも重要な施策に関しては、その意思決定の経緯を知ることができます。

公文書館の第一義的な必要性は、住民に対する説明責任を果たすという点に求められるでしょう。しかし、これまで述べてきたように、私たち地域社会学者にとって公文書館という施設は、地域のことについてより深く理解するための資料が集積している、まさに「宝の山」です。それだけに、板橋区公文書館が10年にわたって重要な公文書を保管されてきたことの意味は、ひじょうに大きいといえます。公文書館が設置されているからこそ、歴史の中に埋もれてしまう可能性の高かった多くの「事実」が、すんでのところで救い出されたのです。これらの「事実」は、今の時点ではさほど大きな意味を持っていないかもしれませんが、しかし、何十年も先の未来の時点から見れば、実は重要なターニングポイントとなっているかもしれないのです。

こうした公文書館の重要性については、「社会調査法」や「社会調査実習」などの講義を通して、学生に教えています。講義を受けて公文書館の存在をはじめて知ったという学生も多くいるなか、少しでも公文書館という施設の必要性、有用性について広めていければと考えております。



# 公文書館活動への期待と展望

千代田区立四番町歴史民俗資料館 文化財調査指導員 滝 口 正 哉

板橋区公文書館は周知のように、現在都内 23 区で唯一の公文書館であり、全国的にみても、区市町村レベルの公文書館として数少ない存在である。そもそもわが国では、公文書館に関する法整備や自治体の体制作りは遅れていたが、近年文書館学とともにようやく活発な議論が交わされ、注目を集めるようになってきた。そのようななかで同館は、転換期を迎えた日本の公文書館の今後を牽引する重要な位置にあるといえる。

同館のこの 10 年間の活動は、公文書館とはどのようなところなのか、その役割や博物館・資料館や図書館との違いは何かといった、公文書館の存在意義や活動内容を区民へ周知し、理解を求めるところから始まったと思われ、その苦労には相当なものがあつたはずである。これまでも企画展・公文書館探検ツアー・ミニ講演会などを行い、地道な活動を外部にアピールする試みがなされ、その活動が定着しつつある現在、同館は新たな時期に來ていると思われる。公文書館活動の真骨頂は記録資料の保存と活用である。これからは情報の収集と発信双方の拠点としての役割が期待されている。そこで重要なのが、地域とのつながりではないだろうか。この点では地域博物館とも共通点が多い。すなわち、国立・都道府県立の大規模な博物館がある一方で、区市町村立の地域博物館があるように、板橋区公文書館には地域に根ざした活動の拠点として歩んでいってもらいたいのである。古文書類は区の歴史の変遷を物語る貴重な「証言者」であり、公文書は区と区民が情報を共有し、区民参画のもとに地域生活を営む上での「水先案内人」でもある。資料の収集・保存・利用提供という本来の業務はたしかに重要であるが、けっしてその活動は「受け身」であってはならない。たとえば学校との連携、展示や講座・刊行物による活動の周知と情報提供、区民参加型の資料保存活動など、地道に腰をすえた能動的な活動を継続して行うことが望まれる。

ただ、短期間のうちに成果を求めるのは難しい。元来文字情報を伝える資料は、分析や内容把握に一定の時間を要し、古文書を活字化した史料集なども、小説などと違って静かに息長く売れていくものである。こうした記録資料のもつ特性を考えれば、昨今の短期間での経済性・効率性を求める風潮とは向かうベクトルは大きく異なっていることがわかる。また学校と連携することは、生徒が 5 年後、10 年後、20 年後に館活動に直接的・間接的に関わる存在になる可能性を秘めている。さらに展示や講座などは、情報の発信だけでなく、利用者からの新たな情報や資料の提供の機会ともなろう。

同館はまた、櫻井徳太郎文庫という膨大な資料群を抱えている。研究者もさることながら、歴史・民俗の面白さを伝え、区の文化水準を高めるといふ、特徴的な要素を生かした活動にも期待していきたい。

「板橋から全国へ」、板橋区公文書館は地域とともにどのような歩みをみせてくれるのか。日本全体に一石を投じる存在感を発揮してくれることを願ってやまない。

## 板橋区公文書館の開館 10 周年によせて

中央区立郷土天文館 主任文化財調査指導員 清水 聡

平成 21 年 6 月に公文書の管理に関する法律（通称公文書管理法）が成立するなど、近年にわかに公文書保存の重要性が顧みられている。この法律では、公文書を「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録」と規定した上で、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り」、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」と、その制定の目的を謳っている。

こうした公文書を保存・管理し、広く一般に公開する機関として、公文書館（あるいは文書館）が設置されている。しかしながら、諸外国と比して、公文書の保存のための措置が我が国では残念ながら大きく遅れていることは周知のことであろう。

事実、公文書館において、公文書の収集・分類・保管・研究を行う専門職員であるアーキビストの人数は諸外国に比べて格段に少なく、さらに、日本ではアーキビストの資格は法制化すらされておらず、世間的な認知度が高いとはいえない。

また、区市町村においては、「公文書館」や「文書館」と名の付いた施設は、実に 30 館ほどしか設置されていない。東京 23 区に限れば、平成 22 年度に 10 周年を迎える板橋区公文書館が唯一の公文書館なのである。

板橋区公文書館は、板橋区の公文書や行政文書の中から、歴史資料として重要なものを収集・管理・保存・公開するという、本来の公文書館の機能を担っている。それとともに、『板橋区史』編纂のために収集した資料・地図・写真等を公開し、さらに加えて日本民俗学の大家として知られる櫻井徳太郎氏から寄贈された大部に及ぶ資料及び図書を保存・公開するなどしている。その利用の対象は、板橋区の在住・在勤者をはじめ、研究者やマスコミなど多岐に亘るものであろう。

また、板橋区公文書館では、公文書館の機能やその活動を区民などに伝えるための展示・企画がとても充実している。私も「未来は過去の中にある！ ザ・公文書館」においてミニ講座の講師を担当させていただいたが、受講者の方々の熱心な姿勢には感動すら覚えたものである。公文書館の機能として、歴史資料となる公文書の収集・保存・管理を行うにとどまらず、一般に公開するという側面も重要であろう。こうした活況を呈した展示や企画は、館長・専門職員をはじめとする職員の方々の努力のたまものと思われる。

公文書は、現在の行政資料であるとともに、近い将来の歴史資料であり、公文書館は地域の歴史を担う場所である。今後も板橋区民のため、また板橋区とかかわるすべての後世の人々のためにも、板橋区公文書館のより一層の発展に期待したい。



板橋区民館通りの歳末（昭和 31 年）



## 公文書館の仕事を経験して

立正大学大学院文学研究科史学専攻修士課程 清水 アユム

私は、平成 21 年 7 月 27 日から 8 月 7 日まで行われていた企画展のお手伝いとして板橋区公文書館に勤務しました。仕事の内容は、展示案内や書庫整理、講演会の準備などでした。

企画展の作業もとても勉強になったのですが、ある来館者の方との会話が印象に残っています。昔から板橋区にお住まいの方で、板橋区の移り変わりを熟知されており、高島平が舗装される前の風景や当時の空気などを教えていただきました。案内係の私が説明しなければならない所を逆に色々教えられてしまいましたが、新味な情報を得る機会になりました。

公文書館は、過去の記録を収集・整理・保存する機関であり、いうまでもなく重要な施設のひとつです。それは、有益な情報を将来に伝え、私が感じたような「新鮮さ」を残すことにも繋がると考えます。利用価値は膨大です。今後も、板橋区公文書館をはじめとする公文書館の存在がより周知理解されるべきであると、企画展のお手伝いを通して感じました。

## ザ・公文書館

立正大学大学院文学研究科史学専攻修士課程 阿部 修 浩

私は、平成 21 年 7 月 27 日から 8 月 7 日まで開催された企画展「未来は過去の中にある！ザ・公文書館」で、展示の案内、書庫の案内、整理といった業務を担当する臨時職員として勤務させていただきました。板橋区の歴史資料、公文書館の役割、情報公開の重要性などをテーマとしたこの展示は、大変に興味深い内容であり、「公文書館とは何か」という私の認識を新たにする機会ともなりました。

そもそも公文書館は、歴史資料などの収集・保存およびその公開を目的としています。しかし私は何よりも、公文書館で勤務し、他の職員の方や利用者の方々の話を聞くことを通して、資料を収集・保存することの重要性はもちろん、それらを公開することの重要性をあらためて確認することができたと思っています。

これから先も公文書館の役割は益々大きくなっていくものだと思います。板橋区公文書館が、区政運営においてその役割を果たし、発展を遂げていかれることを願っております。



道路舗装にはげむ人たち（昭和 32 年）

## 公文書館開設 10 年を迎えて

元公文書館館長 白石 淳

在籍期間（2000.4～2001.3）

「十年一昔」と言うが、早いものである。板橋区公文書館が開設される1年前の平成11年4月に、私は課長としての初めての職場となる区政情報課に着任した。そこで、編纂作業が10年目を迎える板橋区史の総仕上げと、翌年度に向けて、23区で初となる公文書館の開設準備に取り組むことになった。同時に、板橋区在住で民俗学の権威であり、板橋区史の編纂にも大変ご尽力頂いた櫻井徳太郎先生から区へ寄贈された蔵書を「櫻井徳太郎文庫」として公文書館に併設するという仕事もあった。

当時は（今もそう状況は変わっていないが）、板橋区と同規模の区市で公文書館を設置している自治体はほとんどなく、どのような形で開設・運営していくのか手探り状態の部分もあった。東京都公文書館や市立の公文書館として先駆けの藤沢市文書館などを視察し参考にしながら、現在のグリーンホールの7階の全部を使い、予算も限られた中での開設準備となった。公文書を保管するファイルボックスの組み立てや行政資料の陳列など、私達職員自らがその作業を行い、まさに手作りによるスタートであった。

また、公文書館に引き継いだ文書に関する情報公開や個人情報保護のあり方について、区の情報公開条例等の法令との調整や文書保存年限の見直しなど、制度上の課題も解決しなければならなかった。

ただ、公文書館の開設といえば、職員みんなで行った様々な肉体労働の思い出がまず頭に浮かぶ。櫻井先生のご自宅から寄贈を受けた蔵書を2トントラックに積み込み、館まで運搬したこと、公文書を保管するファイルボックスを何百個と組み立てたこと、板橋区史の頒布残の数千冊を保管するため、旧桜川出張所の倉庫に搬入したことなどが懐かしく思い出される。実際に汗をかいた仕事は、やはり印象深いのであろう。

その思い出はともかくとして、公文書や行政資料を継続的に保存・公開していくという公文書館の役割は、地味なものであるが、各々の時代の板橋区の行政運営や世情を知る上で、重要な情報を提供できるものと思う。

今後、区民の方々や区役所職員の皆さんの公文書館に対する理解がより一層深まり、公文書館の存在が、これまでの10年を土台として更に定着していくことを願ってやまない。

# 公文書館に勤務して

元公文書館管理係長 渡 辺 より子

在籍期間（2002.10～2004.3）

板橋区公文書館開設 10 周年、おめでとうございます。

私が、公文書館に勤務したのは、平成 14 年 10 月から平成 16 年 3 月まででした。その間に、旧板三小跡への移転、櫻井徳太郎文庫展など通常の公文書館の運営以外にも大きな事業があり、印象深い職場でした。

私の中で公文書館といえば、歴史の資料を保管し公開するところという利用者側のイメージしかなく、自分自身がその中で働くということを考えたことはありませんでした。

それまでは、仕事をしながらこういう書類をきちんと保存すれば、資料がないからわからないなどの資料不足はなくなり、遠い未来に、だれかが今の時代を研究するときには、きちんと資料が揃っているのではないかなどと漠然と考えていました。「その公文書館で働く！」。利用者になることはあっても運営側になるなど考えもしないことでした。

それからわか勉強を始めましたが、わからないことばかりでした。それでも、国際資料研究所の小川千代子先生に教えていただき、国立公文書館の研修に参加し、東京都公文書館の方にもお世話になり、わからない、むずかしいと騒ぎながら過ごしていました。

公文書館は情報公開の一翼を担う役割を持っていますが、私にとってはそれ以上に永い時の流れの中で、過去から将来までのつながりを感じながら仕事をする毎日でした。

板橋区公文書館には、他にはない施設として櫻井徳太郎文庫が併設されていました。3 万点以上もある資料、利用者の方が閲覧されるときはもちろんですが、櫻井先生からお電話でお問合せをいただくと、御希望の資料を探し出してお答えできるか毎回どきどきしたものでした。そのときの、どの資料のどの辺りにありますという櫻井先生の正確なご指示にいつも驚いたものでした。

都内区市町村レベルで最初の公文書館としてスタートして 10 年目を迎えた板橋区公文書館がこれからもその役割をはたして、発展されていくことをお祈りいたします。



# 公文書館ことはじめ

前公文書館管理係長 鈴木 直 充

在籍期間（2006.4～2008.3）

私は平成18年4月1日から2年間公文書館に勤務したが、ここが板橋区職員としての最後の職場になった。この職場に至る過程で、2度ほど公文書館につながる部署にいたことを思い起こす。

昭和60年1月1日、広報課情報公開制度の準備担当に就いた。このセクションは昭和62年2月に竣工した板橋区役所新庁舎の目玉の一つであった「行政情報センター」（現区政資料室）の開設準備を兼ねていた。広報課の一角にあった行政資料コーナーを吸収・拡大し、手続を要する公文書公開と併せて、区民へ行政資料を簡便に閲覧していただくというのが同センター設置の目的であった。

そこで、各部・課や出先機関が保存している行政資料等の「行政情報センター」への移管をもとめた。幸い、大量の資料が寄せられ昭和60年1月に同センターのオープンに漕ぎ着けた。しかし、新たに作成される資料が年々送り込まれると、バックヤードの無い新庁舎2階の行政情報センターの書架はまもなく満杯になる。どうしたものか、と思案した折に「公文書館」という新しいコトバに飛びついた（その時点ではアーカイブズという概念は理解していなかったと思う）。ちょうど、板橋区基本計画の策定作業中だったので、担当の企画課に提案したところ、昭和60年4月に公文書館設置が同計画に策定されたのである。

平成2年4月に区制60周年を記念して「板橋区史編さん事業」がはじまった。私は平成6年から編さん終了時まで6年間、区史編さん事務局の一員であった。この事業は板橋区が櫻井徳太郎駒澤大学学長を会長とする「板橋区史編さん調査会」に委託したもの。区史は「考古」「古代・中世」「近世」「近現代」「民俗」の5部門から構成されており、これらの各部門の部会長は各大学の優れた教授陣であった。この調査会では、櫻井会長と全部会長が一致して「板橋区公文書館」の設立推進を唱えた。すなわち、区史の編さんのために収集する史・資料等は、直接的に区史に活用されないものが多くある。それらを公文書館に収蔵し、区民へ広く公開すべきであるとしたのである。

各部会の専門スタッフの史・資料の収集にあたっては、東京大学史料編纂所や東京都公文書館などの所蔵機関、区内の所蔵家からコピーを取らせていただき、製本化した。これら地道な作業は、地域資料の保存活動と相俟って「板橋区公文書館」の設立を念頭に置いたものであった。区史編さん調査会と板橋区長及び区幹部職員で構成する「区史編さん委員会」は「板橋区公文書館」のイメージを着実に現実化していった。

これを受けて、平成11年3月に大濱徹也筑波大学教授（板橋区史「近・現代」部会長）を座長とする板橋区公文書館開設懇談会を設置し、同年10月に板橋区長へ「板橋区公文書館開設並びに運営に関する答申」をおこなった。

平成11年4月、公文書館開設担当主査を配置、開設準備室を開設。区史編さんは平成12年3月に終了。区史編さん過程で収集された史・資料は公文書館開設準備室へ引き継がれた。

# 1 || 板橋区公文書館概要

ここでは板橋区公文書館の設置の理念、設置に至る経緯、施設の概要、組織形態、類縁施設との差異、所蔵資料の内訳などを提示し、当館の活動と運営の基本となる基礎的な情報を紹介します。

## (1) 板橋区公文書館とは

板橋区公文書館の設置条例第1条には、「区民に広く開かれた区政運営を推進するため、区に関する公文書、刊行物その他の記録で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及びこれらを広く区民の利用に供することを目的として公文書館法に基づき設置する。(抜粋)」と述べています。

区役所は、いろいろな仕事をする、たくさんの書類（公文書）を作ります。その書類は決められた期間大切に保存します。そして、保存しておかなければならない期間が過ぎた公文書は、役目を終えた書類として捨てられることになります。しかし、役目を終えた公文書の中で、板橋区がどんな事業をしたのか、区民の皆さんの暮らしにどうかかわったかを明らかにする公文書は、区民全体の財産として永久に保存します。

このように歴史資料として大切な公文書を選んで、整理・保存し、公開していく施設が「公文書館」です。

また、公文書以外に統計・報告書などの行政資料、板橋区史編さん過程で収集した資料（複写物）、写真、地図なども保存・公開しています。

◇ 広い意味での情報公開を推進する施設

◇ 行政への区民参加を推進するために情報機能を充実する施設

(情報のひろば)

板橋区公文書館は、平成12年（2000年）4月に23区で初めての公文書館として誕生しました。（平成14年12月現在地に移設）

公文書館の根拠となっている法律は、前述のとおり「公文書館法」（昭和62年制定、昭和63年6月施行）です。この中では次のようなことが述べられています。

「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」

法律ではこのように決められていますが、残念ながら、公文書館は図書館などと比べるとポピュラーな施設になっていません。

全国的にみても、都道府県立が30館、政令指定都市で7館、市区町村にいたっては16館とまだまだ少ないのが現状です（平成21年4月現在）。都内では東京都公文書館と当板橋区公文書館の2館のみです。

## (2) 設立の経緯

- 昭和 57 年 4 月 企画課・広報課により公文書館の必要性を論議
- 昭和 60 年 4 月 「東京都板橋区公文書公開条例」施行  
この審議の過程の中で、公文書館建設が検討課題とされた。  
これは、公文書公開条例が施行され、保存されている公文書が公開できるのであれば、保存年限が経過し行政的な価値がなくなった文書についても、公開する必要があるという考えによるものであった。  
板橋区基本計画（昭和 60 年～70 年）に公文書館設置を盛り込む。
- 平成 2 年 4 月 板橋区史編さん事業が開始される。
- 平成 9 年 6 月 庁内プロジェクトにより公文書館設置の検討を開始
- 平成 11 年 3 月 板橋区公文書館開設懇談会設置
- 平成 11 年 10 月 板橋区公文書館開設懇談会答申
- 平成 12 年 3 月 板橋区史編さん事業終了
- 平成 12 年 4 月 「東京都板橋区立公文書館条例」施行 公文書館開館  
「東京都板橋区情報公開条例」施行（公文書公開条例の拡充）



公文書館遠景



### (3) 板橋区公文書館開設並びに運営に関する答申

板橋区公文書館開設懇談会

#### 板橋区公文書館設置の理念

民主主義社会は開かれた構造の上に存在する。公文書館は、区政が広く開かれた構造として運営されていくために、区にかかわる公文書等の収集・保存・利用を促進することとおし、歴史をふまえた明日の板橋を築いていく活力を生み育てる原点となるものである。ここに営まれる世界こそは、区民の自治意識を地に根ざしたものとなし、新しい地域文化を創造的に発展せしめることを可能とする。

この理念を具体化するため、板橋区公文書館がになうべきその責務・目的について下記に具体的な提言をなすものである。

#### 1 責務と目的

##### (1) 公文書館としての意義・必要性

###### ① 地域文書館としての公文書館

現代社会は、設置目的に営利、非営利をかけた否かにせよ、多様な組織から成立している。各組織は、設置目的に相応した諸活動にもとづく記録類を日々生成している。これらの諸記録は、当該組織の知的生産物であり、組織の活動を多様な角度から点検整備していく上での、よりどころとなるものである。まさに公文書館は、区が営もうとする政策立案をはじめとした総合的な研究施設としてあるのみならず、広く区民の知的要求に応じうる学術文化の府として存在することで、区民文化の向上に寄与する場としても必要である。かつ区民は、公文書館に集積された記録を学ぶことをとおし、板橋区民としての記憶を共有し、明日をになうにたる区民意識を身につけることも可能となる。

###### ② 開かれた行政の運営

行政機関の業務は、地域住民の多面的な要求によって多様化されており、その活動に応じて各機関が生み出す記録類も、多種・多量である。その記録類は公文書だけではなく、印刷・刊行物等の行政資料をはじめとし、地図や写真・ビデオテープ・マイクロフィルム等々で時代に応じて作成されたものである。これらの公共の情報資源である記録類は、区民の記憶装置としての公文書館で、評価・選別・保管・保存されることにより、必要に応じて、区民に公開されるのみならず、行政が過去の公文書等を執務上の参考または証拠書類として利用することで、行政事務全般の一貫性や継続性を確保することを保障する。また行政運営において、過去に行った事業の情報は不可欠であり、行政経営上の求めに応じうる諸資料を管理するのみならず、将来計画の策定などの基礎となる情報を保存し、提供するのが公文書館の使命である。

###### ③ 板橋区 21 世紀の将来像「活力ある緑と文化のまち 板橋」

区民の多面的な要求をふまえて作成・収受される記録類は、区民の記憶であり、遺産でもある。区民の知る権利を保障することは民主主義の原点であり、公文書をはじめと

する記録類を一定の期限後に公開を保障するのは、後の世代に審判を受ける場を用意するもので、民主主義を地に根ざす上で欠かせない営みである。

板橋区 21 世紀の将来像「活力ある緑と文化のまち 板橋」を実現するには、行政と区民が、地域社会の課題に対し連帯して解決するしくみをつくることが大切である。そのためには、区民に広く開かれた区政運営が欠かせない。公文書館の設置と運用は、その大きな起爆剤となりうるものである。公文書館は、板橋区政をめぐる区・議会・教育委員会等をはじめとする関係機関から移管された諸記録を歴史資料として保存・公開することで、行政運営上の裏付け資料を提供し、同時に行政の自己点検のみならず外部評価を可能にしてくれる。それは現在よりも、より良い社会を板橋区民に実現せしめる糧を生み育てるものとなるであろう。

## (2) 類縁施設との役割分担と連携

### ① 郷土資料館

現在、板橋区には、郷土の歴史民俗資料・美術工芸等の「もの資料」を収集・保存し、展示等によって広く区民を啓発する場として郷土資料館等の諸施設がある。

板橋区立郷土資料館は、条例の第 2 条に「考古、歴史、民俗等の資料を収集し、保管し、及び展示する」とあるように郷土資料を収集することを目的としている。古文書をはじめとする「歴史」資料の収集は、公文書館とのあり方とかかわるが、現在までの郷土資料館の実績をふまえ、公文書館との役割分担を明確にしなければならない。すでに収集された諸資料に関してはデータの共有化を図り、新たな事業については相互の設置目的にもとづく資料収集が望まれる。

そこでは、資料収集の移管等を問題とするのではなく、利用者の利便さをふまえた相互利用が可能となる方策を問うべきであろう。（「2 運営について (2)啓発普及 ③企画展示・講座等による普及・啓発のあり方」の項参照）

### ② 区政資料室

区政資料室は、行政逐次刊行物や文献目録・索引・抄録等の書誌情報や内容情報を中心に収集している施設である。

公文書館は、これら行政の逐次刊行物を主たる資料として利用閲覧に供している区政資料室と緊密な連絡をとり、例えば、10 年を経過した行政逐次刊行資料を引き継ぐなどの方法により、区の刊行物等も歴史資料として移管され、保存・活用していく場となるよう位置づけていくべきである。さらに地域で刊行された、または地域に関する刊行物（地域の団体・個人が発行する社史・団体史・個人史・ビラ等、および地域内外の団体・個人による地域に関する研究書・論文等）を収集し、地域情報提供の場としても利用に供するべきである。（「2 運営について (2)啓発普及 ②幅広い地域活動に対する資料提供や助言のシステムづくり」の項参照）

### ③ 図書館

主として不特定多数を対象として大量出版された図書・新聞・雑誌などの印刷物等を購入し、利用に供すると共に、映画フィルム、レコードのように、大量の複製物として

流布される出版物を扱う施設である。

図書館には、郷土資料館等の設置以前からの活動の歴史があるだけに膨大な歴史文化遺産が蓄積されている。それらの資料類については郷土資料館同様に協力関係を持つことで解決が可能となる。

公文書館設立後は、各々の設置目的に沿った資料を収集し、相互の役割分担をふまえた収集活動を行うべきである。

区民は、郷土資料館・区政資料室・図書館・公文書館を板橋区民の施設として、効率的に活用しうることを期待している。公文書館は、この期待に応じるべく、類縁施設との役割分担を明確にすべきである。

### (3) 板橋区公文書館の機能とサービスのあり方

板橋区公文書館は、歴史資料的な価値または行政経営上必要な公文書をはじめとする諸記録類を記録遺産として永く後世に伝えることで、板橋区の行政の充実を図るのみならず、学術文化の発展に寄与する施設と位置付けることができる。そこに課せられる役割は、時代の課題をになう上でかかせない以下のようなものからなる。

- ① 行政運営上のサービス
- ② 区の公文書の一元的な保管庫
- ③ 歴史遺産の保存・活用の場
- ④ 地域研究・学習センター
- ⑤ 区民への情報提供の支援

## 2 運営について

区民の協力と参加のもとで公文書等の記録遺産の収集・保存・公開をとおり、子孫に継承してくための方策を検討し運営していくことが重要である。

### (1) 記録の管理と活用

① 板橋区の公文書館が収集、保存（保管）の対象とする記録類は、板橋区の行政経営上必要なもので歴史的な価値をもつ以下のようなものとすべきである。

- i 公文書
- ii 磁気記録情報
- iii 刊行物（行政逐次刊行物と郷土史に関する著作物）
- iv その他私文書等の諸記録

### ② 公開（閲覧開始）の時期

- i 速やかな閲覧サービス

公文書の公開は、文書完結後おおむね 30 年を経過したものとするのが一般的となっている。この考えは一つの原則にすぎなく、20～25 年で公開している施設もあるのを考慮して、収集・保存対象文書が公文書館に移管された後は、個人情報等にかかわる特別な理由がないかぎり、すみやかに整理し公開すべきである。